

しまねの土地改良だより

平成26年10月1日発行(第43号)

水土里ネット島根

換地業務に関する諸問題について討議

“中四国管内”換地関係異議紛争処理対策検討会”を開催

全国土地改良事業団体連合会(野中広務会長)の中央換地センターが主催する中国四国管内の「換地関係異議紛争処理対策検討会」が9月18・19日の両日松江市で開催され、管内の県・県土連の換地担当職員や農林水産省や中国四国農政局の担当職員ら36名が出席した。

この検討会は、水土総合強化推進事業の中の土地改良換地等強化事業で規定されている検討会であり、土地改良換地に関する異議紛争の早期解決及び未然防止を図るために毎年各県持ち回りで開催されているもので、今年度は島根県が会場となった。

開会にあたり主催者代表として挨拶された中央換地センター浦山正四参与は「土地改良換地士の年齢構成の中で50歳以上の者が占める割合は85%になっている。また、県土連においては職員数が減少する中、若手の換地技術者、土地改良換地士の育成などが急務になっているが、換地業務において発生する諸問題に対しては、過去に検討された事例などを参考に適切に対処してほしい」と述べられた。

その後、農林水産省土地改良管理課・秋田憲司課長井補佐の講演があり「平成25年度農用地等集団化事業の実施状況について、平成25年度の換地処分実績は平成16年度の約2万8千haと比較すると約1/5に減少している。ここ数年は1万ha前後で推移していたが、現在は約半分の5千7百haに減少している」ことなど、近年の換地を取り巻く状況について報告があった。

2日間に亘って行われた検討会では、事前に提出された換地関係異議紛争事例について検討会が行われ、そのうち広島県からは、相続登記が困難である土地の事業参加者並びにその共同相続人が換地配分に不満を持ち、権利者会議成立の出席者数を満たすことができず会議を開催できなかった事例が報告され、これに対し各県からは、このように相続登記が困難なケースの場合、その共同相続人は数十名から場合によっては百名を超えることもあり、それらすべての相続人に対して事業説明を行い権利者会議出席の要請をしなければならず、そのために多大な時間と労力を要していることなどの実情が報告された。



異議紛争事例について意見交換を行う
参加者=18日・松江市(東急イン)

■ 換地業務に関する諸問題について討議	1
■ 都道府県土連事務責任者研修会	2
■ “全国水土里情報利活用促進協議会”発足	2
■ シリーズ『土地改良相談の事例紹介』(第3回)	3
■ 山王寺で稲刈り	4
■ 今後の予定	4

都道府県土連事務責任者研修会

全国水土里ネット主催

全国土地改良事業団体連合会(野中広務会長)が主催する都道府県土連事務責任者研修会が、9月11日全国都市会館(東京都千代田区平河町)で開催され各県土連の関係者約60名が参加した。

研修会に先立ち全土連の中條康朗専務理事は、先般の広島県で発生した豪雨災害に対しお見舞いを述べられた後、「先般、平成27年度予算の概算要求が行われたが、農業農村整備事業は地方経済に対しても重責を担っている。また、中山間地域の特性を活かした事業展開が必要であることなどから、その必要額を当初予算で確保することが重要である。」と挨拶。その実現のために今後関係機関に要望・提案活動を展開すると述べられた。

研修会では、平成27年度農業農村整備等予算の概算要求の概要について、農林水産省農村振興局の各事業を担当する幹部職員からそれぞれの事業に係る概算要求の概要について説明が行われた。

始めに、大内設計課技術調査官から概算要求全般について「農地の大区画化・汎用化、新たな農業水利施設の構築、農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、ため池の管理態勢の強化等を推進するため、農産漁村地域整備交付金を含む概算要求額は4,246億円となっている。」と、農業競争力強化・国土強靱化対策がポイントであると説明。その後、主要事業の拡充内容▶国営施設応急対策事業＝畑の受益面積要件に軟弱地盤等の基準を追加(要件緩和)▶農業基盤整備促進事業＝定額助成の対象工種に客土・除礫を追加▶農村地域防災減災事業＝ため池緊急防災体制整備促進事業の創設(ため池の定額(上限1千万円)での廃止等)などについての説明が行われた。

”全国水土里情報利活用促進会議”発足

水土里情報の利用拡大・促進に向けて！

“全国水土里情報利活用促進会議”の設立総会が9月11日砂防会館別館(東京都千代田区平河町)で開催され、設立に賛同する本会を含む40の都道府県土連が参加した。

促進会議の会員で事務局を担当する全国土地改良事業団体連合会(野中広務会長)の中條康朗専務理事は、「水土里情報利活用促進事業で整備された農地や農業水利施設等の水土里情報の利活用については、水利施設ストックのデータ化、災害時の活用、日本型直接支払での確認作業、農地中間管理事業に係る全国統一システムへの活用など、利活用拡大に向けた動きはあるが先行き不透明な状況である。そのため、将来の利活用などについて形にとらわれず意見交換をする場としてこの会議を設立したいと考えているのでご賛同いただきたい。」と挨拶。

総会は、始めに会則が承認され、その後、議長に岩手県土連の本宮親事務局長、副議長に千葉県土連の君塚正次郎事務局長を選任し議事が進行され、提案された▶平成26年度活動計画及び予算▶平成26年度の会費の額及び徴収方法の2議案について全会一致で承認・可決された。

本会議は、「水土里情報を農地及び農業用施設等の調査・計画並びに保安全管理に関する業務へ利活用することの有用性について広く情報発信するとともに、利活用の促進を図り、もって持続的な農業・農村の発展に寄与すること」を目的として設立されたもので、水土里情報の利活用促進に関する調査・研究・情報交換、広報活動の企画・実施、研修会、国への提案などの活動を展開することとしている。

シリーズ『土地改良相談の事例紹介』

第3回 =時効になった賦課金の処理及び時効の中断=

◆相談内容

土地改良区の賦課金の未納者がおり、支払ってもらえないままになっている。
賦課金は5年を経過したものは消滅時効になると聞いたが、すでに時効になった賦課金は、どのように処理するのか。
また時効を中断させるにはどのような方法があるか。

◆回答

賦課金の消滅時効は納付期限の翌日から起算して5年間です。

この間に土地改良法第39条第1項の「督促」をおこなうか、または、民法第147条の「承認」にあたる未納者からの一部入金や納入確約書をとっておくことで時効を中断させることが出来るのですが、これらの行為を行ってない場合5年で消滅時効になってしまいます。

消滅時効になった賦課金については、欠損処分をおこないますが、その場合は、定款又は規約に規定するか、その都度総代会(総会)の議決により処理することになります。

滞納は、改良区の運営に多大な支障をきたしますし、常に納入している組合員の納入意欲にも影響しますので、説得しても納入してもらえない組合員には督促等をおこない、それでも納入してもらえない場合は、土地改良法に定めてある滞納処分の手続きを行って、欠損処分をすることがないようにしてください。

= 時効の中断方法の「督促」「一部入金」「納入確約書」の注意点 =

▶**督促**……督促の文言の記載されてない督促、どの賦課金の督促かわからないような督促は無効であると考えられますので、全土連発行の「改訂版土地改良区組織運営の手引き」の督促状の例などを参考にしてください。

督促をおこなうと督促の発布日から起算して10日間時効が中断し督促の納付期限の翌日から新たに5年間の時効期間が進行します。

法上の督促は、1回限りが有効です。その後の納付催告は電話、文書、訪問等を何回行ってもよいですが、法的効果は伴いません。

また、督促の到達を証明する為に内容証明郵便を用いることが適切かと思えます。

▶**一部入金**……部入金があった場合は、時効が進行している古いものの入金として「〇年度分〇〇賦課金の入金」等を記載した領収書等を交付してください。

▶**納入確約書**……納入確約書の提出があった場合、土地改良区が受理することで時効の中断の効力が生じますが、納入確約書の記載内容に誓約文言、滞納金額、納付計画、作成日付、滞納者の住所氏名等について、今後の賦課金納入に関する双方の合意事項がある場合は土地改良区の承認が必要と解され、承認文書を発行する必要があります。

◆ご相談・お問合せ先：水土里ネット島根／隠岐出張所 担当：前川（TEL：08512-2-9013）

山王寺で稲刈り ＝田んぼの学校・雲南市大東町＝

田んぼの学校稲刈りコースが9月28日雲南市大東町山王寺で開催された。当日は秋の日差しと時折吹くすがすがしい風が心地よく、絶好の稲刈り日和となり県内外から多くの人出があった。

山王寺本郷棚田実行委員会の高島委員長の挨拶に続き、児童による刈初めが行われた後、田んぼへ移動し稲刈り。地元の方の指導を受け子供たちは思い思いに稲を刈ってはお母さんに束ねてもらったり、田んぼの昆虫やカエル、イモリなどの生き物を捕ったりと楽しい一日を過ごした。



稲刈り作業を楽しむ参加者

稲刈り作業の後は、地元の皆さんが昼食に用意された炊きたてのご飯とたくわん漬、豚汁に舌鼓を打ち、稲刈りの労をねぎらった。参加者の一人は「今年はこれで3回目の参加。田植えをした稲の稲刈りができるのを楽しみに子供と来ました」と話していた。

■今後の主な予定

開催日	内 容	開催地
10月3日(金)	雲南農業農村整備推進協議会	雲南市内
10月4・5日(土・日)	輝け11(ｲﾌﾞﾝ)しまね町村フェスティバル	松江市
10月7日(火)	うしおの沢池保全活動(農村災害ボランティア)	雲南市(うしおの沢池)
10月8・9日(水・木)	疎水フォーラムin大崎2014(フォーラム・現地研修)	宮城県大崎市
10月16日(木)	2014ため池フォーラムinご縁の国しまね(本会議)	松江市(県民会館)
10月17日(金)	2014ため池フォーラムinご縁の国しまね(現地見学会)	雲南市・安来市ほか
10月20日(水)	中国四国土地改良事業団体連合会事務部会	徳島県
10月19日(日)	県土連職員採用試験(一次試験)	本会
10月22日(水)	農林水産省との意見交換会	東京都
10月23日(木)	県土連第2回役員会	東京都
10月30日(木)	第37回全国土地改良大会 山梨大会	山梨県甲府市
10月30日(木)	都道府県土地改良事業団体連合会会長等会議	山梨県甲府市
11月2日(日)	田んぼの学校(収穫コース)	雲南市(山王寺)



水土里ネット島根 (島根県土地改良事業団体連合会)

〒690-0876 島根県松江市黒田町432-1 島根県土地改良会館 TEL 0852-32-4141
 ホームページ<http://www.shimanedoren.or.jp/> メールsmndoren@shimanedoren.or.jp